

令和4年度第1回吉田町地域公共交通協議会 会議録（要旨）

日時 令和4年6月2日（木） 午後10時00分～午前11時00分
会場 吉田町役場2階町民ホール
出席者 16人中12人、事務局3名

配布資料

- 令和4年度第1回吉田町地域公共交通協議会次第
- 資料1 令和3年度 吉田町地域公共交通協議会事業報告
- 資料2 令和4年度 吉田町地域公共交通協議会事業計画（案）
- 資料3 令和4年度 吉田町地域公共交通計画関連施策
- 別紙 吉田町地域公共交通協議会設置要綱
- 「地域公共交通について活発でよい議論ができる会議のために」
- 吉田町地域公共交通計画

1 開 会（午前10時00分）

事務局進行

2 あいさつ

【会長】

都市環境整備・人口の平準化が進行中

北区の人口増が進んでいく。静岡方面へ移動する人が住むようになると思われる。

吉田町は変革のタイミングに来ている。従来の交通環境が適応していない。

3 委員の委嘱

任期は、本日から令和6年3月31日までとする。

出席委員16人中12人出席となり、協議会設置要綱第6条第2項に定める会議の成立要件を満たす。

4 報告事項

(1) 本協議会について

別冊「地域公共交通について活発でよい議論ができる会議のために」、別紙「吉田町地域公共交通協議会設置要綱」

協議会は検討推進機能を有する。適宜、部会設置。

(2) 「吉田町地域公共交通計画」について

資料に沿って説明

(3) 事業報告及び収支決算報告

資料に沿って説明

(質疑)

【A委員】

・昨年度の収支決算で名古屋大学にそれなりの金額を充てている。一昨年度の間接報告はもらっているが、最終的な成果報告はもらっていない。吉田町地域公共交通計画に包含されたという認識で良いか。

→お見込みのとおり。

【B委員】

最終的な成果報告書も出せるが、計画の資料編を現物として出している。

計画は修正箇所あり。23 ページの実施体制に適切でない表現がある。違う書き方をすべき。

標準スケジュールについて。国の補助制度は10月に始まる。

10月から補助をもらうには6月に補助を申請する。現状はないが、新しい交通を導入する際に補助対象になると考えられる。現状はこのスケジュールでなくてよいが、今後（1～2年のうちに）はこのスケジュールで進めていく必要がある。

6月の会議で補助をもらうための書類を受ける→10月～9月に補助をもらい事業を実施→1月中旬までに1年間を振り返って議論し、自己評価を運輸局に提出（12月～1月に会議を実施）→2月中旬～3月末に国の第三者評価委員会（約2年に1回あたり）で意見をもらう。運輸局からコメントをもらう。

3月末～4月に会議で、評価結果、自己評価結果を示して次年度の方針を議論する。

標準スケジュールがあると、担当が変わってもスケジュールがわかる。1年の補助に、2ヶ年のスケジュールが必要。

令和4年4月と書いてあるが、（4月からスタートするわけではな

いので) ここは変わる。そこを注記することが修正点。今後、確定版を委員の皆さんに送付する。

5 議事

(1) 副会長の選任

要綱に基づき会長が副会長を指名

(2) 令和4年度吉田町地域公共交通協議会事業計画及び予算について

資料2により説明

(3) 「新しい交通（仮称）」の導入方針について

(質疑)

【B委員】

新しい交通の話が後で出てくるが、令和5年度に実証実験をやろうと思うとこのスケジュールではできない。(事業内容のところに何も書いてないため)

まだどのように進めるか悩んでいるが、分科会を協議会の間に何回か行い、住民・事業者の皆さんを中心に内容を詰める。1月に原案を出し、3月に協議するか、もしくは協議会をそのまま開き1月に出すか検討。

協議会の回数を増やす、また、分科会のような幹事会を作る可能性がある。

【C委員】

新しい交通は国庫補助のフィーダー補助を活用するか。フィーダー補助を活用するのであれば、スケジュールの見直しが必要。補助の活用には、評価指標を計画に追加する必要がある。標準指標として、利用者数と収支率、公的負担額を記載することが努力義務。

【事務局】

補助の活用は未定。今後、実証実験の内容の詰めと合わせて検討する予定。

【B委員】

昨年度中に3回住民懇談会を実施したが、今年度も最低2回は実施しないとイケない。昨年度の3回では新しい交通の方向性を具体的に示す段階には至らなかった。

焼津市大井川地区のデマンドタクシーの例を吉田町で同じように展開することは好ましくない。

こちらで新しい交通の原案を考えて、それを皆さんに聞きながら改善していくプロセスが必要。（実証運行に至るまでに）地区ごとに住民懇談会を少なくとも2回は開く必要がある。全体での懇談会も今年度中に1回は必要。

来年度運行を開始してからも、試行錯誤が必要。運行開始までは、タクシー事業者との綿密な打ち合わせが必要。タクシー事業者は複数社になると想定されるため、その調節も必要。

（オンデマンド交通の検討内容例）

停留所（決めるか決めないか）、ダイヤ（大まかに決めるか、決めないか）、予約方法、運賃、システム、タクシー会社側の対応範囲など。住民懇談会で聞きながら、事業者にも対応可能か確認しながら決めていく。

静鉄バスとの乗り継ぎ（片岡北）の調整、乗り継ぎ割引の検討なども必要。

令和5年度は補助を活用せず、令和6年10月からもらえるとよい。試行錯誤が終わり、本格的に内容が固まるのは令和7、8年度ごろから。その際に使える補助を検討。

計画の16ページ（図）が導入イメージであるが、抽象的な図を具体化するのが今年度の作業（事業者さんへ聞き、見積りがどうなるかも検討）。1月前に1回もしくは2回、委員の皆さんに聞く。

6 その他

【B委員】

毎日新聞記事について、公共交通政策への国交省の対応について説明。

国交省の新たな政策のスケジュールに乗る感じで、吉田町の計画も進める。

【D委員】

前回話した、免許返納者の件。マイナンバーカードの裏側に免許返納の証明書を貼るといふ案内があるが、高齢者が常にマイナンバーカードを持ち歩くのは不安。タクシー割引を受ける際に、マイナンバーカードを受け取る事業者も同じく不安。利用者からカードが返却されていないなどのクレームがあったらどうしようかと心配している。

【E委員】

警察官にマイナンバーカードを渡し、処理後に受け取った後、しまった場所を忘れる、座席横に落としてしまうなどして紛失してしまう人

が多い。警察は受け渡し確認の声掛け、車内の忘れ物確認を徹底している。

タクシー運転手にそこまでの対応を求めるのは難しいかもしれないが、注意喚起のシールを貼る、声掛けをするなどの注意喚起をお願いしたい。

7 閉 会（午前 11 時 00 分）